

(陳受30第10号)

東海第二原発の再稼働を行わないことを求めることに関する陳情

受理年月日

平成30年11月22日

陳情者

陳情の要旨

2011年3月に起きた福島原発事故は、人間の英知を結集しても安全ということはないということを証明しました。

事故から7年半たった今も、被害者救済も地域の復興も被害者の願いからはほど遠いのです。また廃炉問題では、汚染水や放射性廃棄物処理は、困難をきわめています。そのような中で日本原子力発電株式会社は、この11月7日東海第二原発について、法律で定められている原子力発電の40年制限を超えて、さらに20年の延長を認めました。

東海第二原発は、3,500万人が暮らす首都圏に最も近い原発で、福島第一原発からの距離の半分程度です。より近い東海第二原発で大きな事故が起これば、武蔵野市はもちろん首都圏全域に甚大な被害を及ぼす可能性は十分あります。

原子炉等規制法の「40年ルール」は、老朽化した原発の事故を防ぐための最低のルールです。住民の命と安全を守るために、未来に生きる子どもたちが安心して暮らせるふるさとを守るために、当初のルールどおりに東海第二原発を廃炉にして再稼働を認めないことを求める下記内容の意見書を、武蔵野市議会から国に提出することを強く求めます。

記

住民の命と安全を守るために、運転開始から40年を超える東海第二原発を廃炉にして再稼働は認めないこと。